

2 経営第2210号
令和2年12月4日

東北農政局長 殿

経営局長

「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」等の一部改正について

令和2年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「二重登記事案における事務処理の簡素化」、「自作農財産における取得時効の認定基準の明確化」等について提案があったことを受け、自作農財産（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第78条第1項に掲げる土地等）の占有者から取得時効の完成が主張された場合に開催する自作農財産紛争処理等連絡協議会の運営に係る事務処理の迅速化及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、別紙新旧対照表のとおり、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」（昭和51年9月21日付け51構改B第1058号農林省構造改善局長通知）及び「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」（昭和51年9月30日付け51構改B第1058号農林省構造改善局長通知）を改正することとしたので、御了知の上、適正に事務を行われたい。

また、このことについては、法務省訟務局と調整済みであるとともに、同局から各法務局に対し周知されるよう依頼していることを申し添える。

おって、貴局管内の各都府県に対しては、貴職から通知願いたい。

2 経営第2210号
令和2年12月4日

関東農政局長 殿

経営局長

「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」等の一部改正について

令和2年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「二重登記事案における事務処理の簡素化」、「自作農財産における取得時効の認定基準の明確化」等について提案があったことを受け、自作農財産（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第78条第1項に掲げる土地等）の占有者から取得時効の完成が主張された場合に開催する自作農財産紛争処理等連絡協議会の運営に係る事務処理の迅速化及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、別紙新旧対照表のとおり、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」（昭和51年9月21日付け51構改B第1058号農林省構造改善局長通知）及び「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」（昭和51年9月30日付け51構改B第1058号農林省構造改善局長通知）を改正することとしたので、御了知の上、適正に事務を行われたい。

また、このことについては、法務省訟務局と調整済みであるとともに、同局から各法務局に対し周知されるよう依頼していることを申し添える。

おって、貴局管内の各都府県に対しては、貴職から通知願いたい。

2 経営第2210号
令和2年12月4日

北陸農政局長 殿

経営局長

「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」等の一部改正について

令和2年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「二重登記事案における事務処理の簡素化」、「自作農財産における取得時効の認定基準の明確化」等について提案があったことを受け、自作農財産（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第78条第1項に掲げる土地等）の占有者から取得時効の完成が主張された場合に開催する自作農財産紛争処理等連絡協議会の運営に係る事務処理の迅速化及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、別紙新旧対照表のとおり、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」（昭和51年9月21日付け51構改B第1058号農林省構造改善局長通知）及び「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」（昭和51年9月30日付け51構改B第1058号農林省構造改善局長通知）を改正することとしたので、御了知の上、適正に事務を行われたい。

また、このことについては、法務省訟務局と調整済みであるとともに、同局から各法務局に対し周知されるよう依頼していることを申し添える。

おって、貴局管内の各都府県に対しては、貴職から通知願いたい。

2 経営第2210号
令和2年12月4日

東海農政局長 殿

経営局長

「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」等の一部改正について

令和2年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「二重登記事案における事務処理の簡素化」、「自作農財産における取得時効の認定基準の明確化」等について提案があったことを受け、自作農財産（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第78条第1項に掲げる土地等）の占有者から取得時効の完成が主張された場合に開催する自作農財産紛争処理等連絡協議会の運営に係る事務処理の迅速化及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、別紙新旧対照表のとおり、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」（昭和51年9月21日付け51構改B第1058号農林省構造改善局長通知）及び「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」（昭和51年9月30日付け51構改B第1058号農林省構造改善局長通知）を改正することとしたので、御了知の上、適正に事務を行われたい。

また、このことについては、法務省訟務局と調整済みであるとともに、同局から各法務局に対し周知されるよう依頼していることを申し添える。

おって、貴局管内の各都府県に対しては、貴職から通知願いたい。

2 経営第2210号
令和2年12月4日

近畿農政局長 殿

経営局長

「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」等の一部改正について

令和2年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「二重登記事案における事務処理の簡素化」、「自作農財産における取得時効の認定基準の明確化」等について提案があったことを受け、自作農財産（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第78条第1項に掲げる土地等）の占有者から取得時効の完成が主張された場合に開催する自作農財産紛争処理等連絡協議会の運営に係る事務処理の迅速化及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、別紙新旧対照表のとおり、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」（昭和51年9月21日付け51構改B第1058号農林省構造改善局長通知）及び「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」（昭和51年9月30日付け51構改B第1058号農林省構造改善局長通知）を改正することとしたので、御了知の上、適正に事務を行われたい。

また、このことについては、法務省訟務局と調整済みであるとともに、同局から各法務局に対し周知されるよう依頼していることを申し添える。

おって、貴局管内の各都府県に対しては、貴職から通知願いたい。

2 経営第2210号
令和2年12月4日

中国四国農政局長 殿

経営局長

「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」等の一部改正について

令和2年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「二重登記事案における事務処理の簡素化」、「自作農財産における取得時効の認定基準の明確化」等について提案があったことを受け、自作農財産（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第78条第1項に掲げる土地等）の占有者から取得時効の完成が主張された場合に開催する自作農財産紛争処理等連絡協議会の運営に係る事務処理の迅速化及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、別紙新旧対照表のとおり、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」（昭和51年9月21日付け51構改B第1058号農林省構造改善局長通知）及び「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」（昭和51年9月30日付け51構改B第1058号農林省構造改善局長通知）を改正することとしたので、御了知の上、適正に事務を行われたい。

また、このことについては、法務省訟務局と調整済みであるとともに、同局から各法務局に対し周知されるよう依頼していることを申し添える。

おって、貴局管内の各都府県に対しては、貴職から通知願いたい。

2 経営第2210号
令和2年12月4日

九州農政局長 殿

経営局長

「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」等の一部改正について

令和2年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「二重登記事案における事務処理の簡素化」、「自作農財産における取得時効の認定基準の明確化」等について提案があったことを受け、自作農財産（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第78条第1項に掲げる土地等）の占有者から取得時効の完成が主張された場合に開催する自作農財産紛争処理等連絡協議会の運営に係る事務処理の迅速化及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、別紙新旧対照表のとおり、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」（昭和51年9月21日付け51構改B第1058号農林省構造改善局長通知）及び「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」（昭和51年9月30日付け51構改B第1058号農林省構造改善局長通知）を改正することとしたので、御了知の上、適正に事務を行われたい。

また、このことについては、法務省訟務局と調整済みであるとともに、同局から各法務局に対し周知されるよう依頼していることを申し添える。

おって、貴局管内の各都府県に対しては、貴職から通知願いたい。

2 経営第2210号
令和2年12月4日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産省経営局長

「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」等の一部改正について

令和2年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「二重登記事案における事務処理の簡素化」、「自作農財産における取得時効の認定基準の明確化」等について提案があったことを受け、自作農財産（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第78条第1項に掲げる土地等）の占有者から取得時効の完成が主張された場合に開催する自作農財産紛争処理等連絡協議会の運営に係る事務処理の迅速化及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、別紙新旧対照表のとおり、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」（昭和51年9月21日付け51構改B第1058号農林省構造改善局長通知）及び「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」（昭和51年9月30日付け51構改B第1058号農林省構造改善局長通知）を改正することとしたので、御了知の上、適正に事務を行われたい。

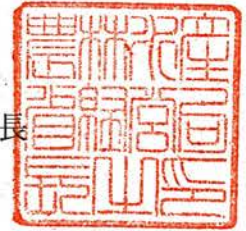
また、このことについては、法務省訟務局と調整済みであるとともに、同局から各法務局に対し周知されるよう依頼していることを申し添える。

おって、貴局管内の各都府県に対しては、貴職から通知願いたい。

2 経営第2210号
令和2年12月4日

北海道知事 殿

農林水産省経営局長



「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」等の一部改正につ
いて

令和2年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「二重登記事案における事務処理の簡素化」、「自作農財産における取得時効の認定基準の明確化」等について提案があったことを受け、自作農財産（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第78条第1項に掲げる土地等）の占有者から取得時効の完成が主張された場合に開催する自作農財産紛争処理等連絡協議会の運営に係る事務処理の迅速化及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、別紙新旧対照表のとおり、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」（昭和51年9月21日付け51構改B第1058号農林省構造改善局長通知）及び「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」（昭和51年9月30日付け51構改B第1058号農林省構造改善局長通知）を改正することとしたので、御了知の上、適正に事務を行われたい。

また、このことについては、法務省訟務局と調整済みであるとともに、同局から各法務局に対し周知されるよう依頼していることを申し添える。